

## 第 1 章 計画の策定にあたって

### 1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として 7 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度の 3 年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として 3 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度の 3 年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の 7 項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

## 2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

## 第2章 成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【障がい者支援計画】 第3章 地域生活への移行のために (P.●～●)  
 (現状と課題) 「1 施設入所者の地域移行」 (P.●～●)  
 (施策の方向性) (1)～(3) (P.●～●)

#### (1) 成果目標

##### ① 地域移行者数

76人 (2023 (令和5) 年度から 2026 (令和8) 年度の4年間)

##### ② 施設入所者数

1,261人 (2022 (令和4) 年度末) → 1,197人 (2026 (令和8) 年度末)

【64人の減】

#### (2) 成果目標の考え方

① 地域移行者数について、第6期計画における国の基本指針では、2019 (令和元) 年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019 (令和元) 年度末の施設入所者数 (1,306人) の6% (79人) に、第5期計画における未達成者見込 (23人) を加えた102人を2023 (令和5) 年度末までに地域移行するものとして設定しました。2023 (令和5) 年度末には151人となる見込みであり、第6期計画の目標数値は達成する見込みです。

第7期計画における国の基本指針では、2022 (令和4) 年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022 (令和4) 年度末の施設入所者数 (1,261人) の6% (76人) を2026 (令和8) 年度末までに地域移行するものとして設定します。

- ② 施設入所者数について、第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の入所者数の1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306人）の1.6%を削減することとし、2023（令和5）年度末時点の施設入所者数を1,285人として設定しました。2023（令和5）年度には1,245人となる見込みであり、第6期計画の目標数値は達成する見込みです。

第7期計画における国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の5%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の5%（64人）を削減することとし、2026（令和8）年度末の施設入所者数を1,197人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行を基本とし、現計画で定める2023（令和5）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の5%以上の削減を基本とし、現計画で定める2023（令和5）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、2022（令和4）年度末の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本として設定。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障がい者支援計画】第3章 地域生活への移行のために (P.●～●)  
(現状と課題) 「2入院中の精神障がいのある人の地域移行」(P.●～●)  
(施策の方向性) (1)～(3) (P.●～●)

### (1) 成果目標

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
1年平均 325.3日以上(2026(令和8)年度)
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数  
1,690人(2022(令和4)年度) → 1,559人(2026(令和8)年度)  
【131人の減】 ※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けません。
- ③ 精神病床における早期退院率
  - ・ 入院後3か月時点 68.9%以上(2026(令和8)年度)
  - ・ 入院後6か月時点 84.5%以上(2026(令和8)年度)
  - ・ 入院後1年時点 91.0%以上(2026(令和8)年度)
- ④ 地域移行支援による地域移行者数(大阪市独自の目標設定)  
60人(各年度20人)

### (2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上と設定します。
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。  
一方、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の2015(平成27)年(9,906人)から2019(令和元)年(9,113人)

までの長期入院患者の減少率（2.0%）を用いて、2021（令和3）年の実績から2023（令和5）年の長期入院患者数を想定し、そこから算出した2026（令和8）年の長期入院患者数（8,193人）を目標値としています。

地域移行の取組は大阪府と連携しながら府内の精神科病院において推進していることから、大阪府と同様、減少率を年平均2%とし、2022（令和4）年の実績（1,690人）から2026（令和8）年の目標値（1,559人）を算出しました。なお、大阪府と同様、年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定していません。

2022（令和4）年度精神科在院患者調査報告（大阪府、大阪市、堺市）では、長期入院者（1,690人）のうち1年以上5年未満が871人（51.5%）、5年以上10年未満が358人（21.2%）、10年以上が461人（27.3%）となっています。引き続き、対象者の意向を踏まえつつ、退院意欲が喚起できるよう丁寧な支援を行っていきます。

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は68.9%以上、入院後6か月時点は84.5%以上、入院後1年時点は91.0%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第6期計画と同様に60人とします。

## 〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上に設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2026（令和8）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2026（令和8）年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上に設定。

## 〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① ③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、大阪府においては、1年以上の長期入院患者数の減少率に着目し、目標値を設定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度より以前の5年間の長期入院患者の減少率を用いて、令和3年の実績から令和5年の長期入院患者数を8,704人と想定。さらに、令和5年想定値から令和8年の長期入院患者数を8,193人と算出。各市町村は、1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。

### 3 地域生活支援の充実

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために (P.●～●)  
(現状と課題) 「1 権利擁護・相談支援」(P.●～●)  
(施策の方向性) (2) 相談支援及びその体制の充実 (P.●)  
(現状と課題) 「2 生活支援」(P.●～●)  
(施策の方向性) (2) 居住系サービス等の充実 (P.●)

#### (1) 成果目標

- ① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する
- ② 2026(令和8)年度までに、強度行動障がいのある人の実情や求める支援サービス等に関する調査及び大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施する

#### (2) 成果目標の考え方

- ① 第6期計画の国の基本指針において、2023(令和5)年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが示されました。

大阪市では、事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等の各機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の整備を進めています。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、市地域自立支援協議会等において有識者の意見を聴きながら検討を進めてきており、第7期計画の国の基本指針においても、引き続きの整備と、年1回以上の運用状況の検証及び検討が示されたことから、大阪市では、引き続き市地域自立支援協議会等において、支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行い、その機能充実に努めます。

- ② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、身近な地域の事業者が適切に

サービスを提供することができる体制づくりに向けて、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とするなど、その特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう取組を進めます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。
  - ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
  - ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

【障がい者支援計画】 第4章 地域で学び・働くために (P.●～●)  
 (現状と課題) 「2 就業」 (P.●～●)  
 (施策の方向性) (3) 福祉施設からの一般就労 (P.●)

### (1) 成果目標

- ① 2026 (令和8) 年度の就労移行支援事業等 (就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む) を通じた一般就労への移行者数 1,140 人
- ② 2026 (令和8) 年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 717 人
- ③ 2026 (令和8) 年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 221 人
- ④ 2026 (令和8) 年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 118 人
- ⑤ 2026 (令和8) 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合 6 割以上
- ⑥ 2026 (令和8) 年度の就労定着支援事業の利用者数 505 人
- ⑦ 2026 (令和8) 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率 (※) が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合 2 割 5 分以上
- ⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める
- ⑨ 就労継続支援 (B 型) 事業所における工賃の平均額 検討中

(※) 過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

### (2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、2026 (令和8) 年度中に、就労移行支援事業・就労継続支援事業・自立訓練事業・生活介護事業を通じて一般就労に移行する者を、2021 (令和3)

年度の一般就労への移行実績（811人）の1.28倍（1,039人）として設定します。加えて、大阪市では、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた一般就労者数の直近実績である人数（101人）を合算した1,140人を目標値とします。

- ② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.31倍（717人）を目標値として設定します。
- ③ 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.29倍（209人）に、令和5年度の未達成者見込（12人）を加えて目標値を設定します。
- ④ 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度移行実績の1.28倍（118人）を目標値として設定します。
- ⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合について、大阪市の実情を踏まえ、大阪府の基本的な考え方と同様に、事業所全体の6割以上として目標値を設定します。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づき、2021（令和3）年度末実績の1.41倍（505人）を目標値として設定します。
- ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合について、国の基本指針に基づき、事業所全体の2割5分以上として目標値を設定します。
- ⑧ 国の指針に基づき、各区地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めます。
- ⑨ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、今後示される大阪府の目標等の考え方等を踏まえて設定予定

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の1.28倍以上とすることを基本として設定。
  - ② 2026（令和8）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の1.31倍以上とすることを基本として設定。
  - ③ 2026（令和8）年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の概ね1.29倍以上とすることを基本として設定。
  - ④ 2026（令和8）年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和3）年度実績の概ね1.28倍以上とすることを基本として設定。
  - ⑤ 2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として設定。
  - ⑥ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数を、2021（令和3）年度実績の1.41倍以上とすることを基本として設定。
  - ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを基本として設定。
  - ⑧ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本として設定。
- ※ ①から④について、現計画で定める2023（令和5）年度末までの数値目標が達成されない場合は、未達成割合を2026（令和8）年度の各々の目標値に加えた割合以上とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① から ④ 及び ⑥ ⑦ について、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ⑤ について、大阪府の実情を踏まえ、2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上として設定。
- ⑧ について、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。
- ⑨ 管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい者支援計画】 第2章 地域での暮らしを支えるために (P.●～●)  
 (現状と課題) 「2 生活支援」 (P.●～●)  
 (施策の方向性) (4) 障がいのあるこどもへの支援の充実 (P.●)  
 第4章 地域で学び・働くために  
 (現状と課題) 「1 保育・教育」 (P.●)  
 (施策の方向性) (1) 就学前教育の充実 (P.●)

### (1) 成果目標

- ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
  - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援センターの設置 11 か所
  - ・ 児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援事業所 40 か所
  - ・ 2026（令和8）年度の放課後等デイサービス事業所 45 か所
- ③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
  - ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を定期的を開催する
  - ・ 2026（令和8）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数 199 人
- ④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
  - ・ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

## (2) 成果目標の考え方

- ① 児童発達支援センターについて、国の基本指針では、2026（令和8）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上の設置を基本としているなか、大阪市は既に、福祉型児童発達支援センター10か所、医療型児童発達支援センター1か所が設置されており、実施体制は確保されています。

また、すべての児童発達支援センターを含め102か所の事業所が保育所等訪問支援事業を実施していることから、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

- ② 国の基本指針では、2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としているなか、大阪市では既に、児童発達支援事業所40か所、235人分の定員数、放課後等デイサービス事業所45か所、263人分の定員数を確保していますが、それぞれの障がい特性に配慮した適切な療育支援が行われるよう、引き続き支援体制の確保に努めます。

- ③ 大阪市では、医療的ケア児支援のための関係機関として、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関の協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」について、2023（令和5）年度に新たに要綱を制定し、開催期間を2026（令和8）年度末までとしています。今後、継続的に施策検討を行っていくため、毎年度定期的を開催することを目標として設定します。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えことから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。2023（令和5）年度末時点で見込まれるコーディネーター配置数に、今後実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了見込み人数を加え、199人を配置することを目標とします。

- ④ こども相談センターが開催する移行調整の協議の場（障がい児移行支援調整会議）において、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進めます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ② 2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ③ 2026（令和8）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこども等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ④ 障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2026（令和8）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① ② について、国の基本指針に沿って目標を設定。なお、②の目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考とする。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定する。
- ③ について、国の基本指針の趣旨を踏まえて目標を設定。すでに協議の場を設置している場合は、心身状況に応じた支援を受けられることができるよう協議の場を活性化する。また、コーディネーターは、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実状に応じて配置する。
- ④ 政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるよう目標を設定。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために (P.●～●)  
(現状と課題) 「1 権利擁護・相談支援」(P.●～●)  
(施策の方向性) (2) 相談支援及びその体制の充実 (P.●)

### (1) 成果目標

- ① 各区の障がい者基幹相談支援センターにおいて、区保健福祉センター等と連携しながら地域づくりを進め、地域の相談支援体制の強化を図る
- ② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む

### (2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針において、障がい者基幹相談支援センターは、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことが期待されています。

大阪市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、各種相談機関等との連携強化の取組を通して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者は年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している状況です。

各区の障がい者基幹相談支援センターに、主として地域づくり・人材育成を担う職員を配置する等、引き続き相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

- ② 区地域自立支援協議会においては、各区の障がい者基幹相談支援センターが、区保健福祉センターと連携して、企画・運営や地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画して取組を進めています。

また、各区の協議会において、地域の課題を集約し、それに応じた社会資源の改善や新たな社会資源の開発に向けた取組を行っています。

2024（令和6）年に施行される改正障害者総合支援法では、協議会において個別事例を情報共有することが明記され、参加者に対する守秘義務や関係機関による情報提供に関する努力義務が設けられたことから、これらの取組を通じて、地域の支援体制の整備が進められるよう、必要な地域自立支援協議会の体制確保に取り組みます。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2026（令和8）年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 2026（令和8）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保。
- ② 2026（令和8）年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために (P.●～●)  
(現状と課題) 「2生活支援」(P.●～●)  
(施策の方向性) (1)～(4) (P.●～●)

### (1) 成果目標

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築します。

- ① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。
- ② 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する。

### (2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供することが重要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するよう示されています。

また、大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるためとして、具体的な目標が示されています。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、請求審査に係る変更点や留意事項等について、年1回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行います。

さらに、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加して、関係市町

村との情報共有・連携を図ることにより、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

〔参考〕国の基本指針

2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（2026（令和8）年度末までに）

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- ・ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。



## 第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の一人当たりの利用量のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていきます。

また、本計画の数値は必要なサービス量の見込みであり、提供量の上限とすることを意図するものではありません。

### 1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 居宅介護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	5,744人	140,047時間	6,112人	143,128時間	6,503人	146,276時間
知的障がい者	3,420人	67,020時間	3,639人	68,495時間	3,872人	70,002時間
精神障がい者	7,239人	134,112時間	7,702人	137,062時間	8,195人	140,078時間
障がい児	505人	9,325時間	537人	3,830時間	572人	9,740時間
合計	16,908人	350,504時間	17,990人	352,515時間	19,142人	366,096時間

居宅介護は、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として見込量を設定します。

(2) 重度訪問介護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,754人	260,766時間	1,754人	265,199時間	1,754人	269,707時間
知的障がい者	88人	11,110時間	88人	11,299時間	88人	11,491時間
精神障がい者	55人	5,890時間	55人	5,990時間	55人	6,092時間
合計	1,897人	277,766時間	1,897人	282,488時間	1,897人	287,290時間

重度訪問介護は、利用者数は横ばいとなっておりますが、一人当たりが利用するサービス量は増加傾向にあります。重度の障がいがある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同水準で推移するものとして見込量を設定します。

(3) 同行援護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,362人	34,449時間	1,376人	34,793時間	1,390人	35,141時間
障がい児	7人	135時間	7人	136時間	7人	137時間
合計	1,369人	34,584時間	1,383人	34,929時間	1,397人	35,278時間

同行援護は、視覚障がいのある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(4) 行動援護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
知的障がい者	574人	12,494時間	656人	14,280時間	749人	16,322時間
精神障がい者	18人	568時間	21人	650時間	24人	742時間
障がい児	63人	763時間	72人	872時間	82人	997時間
合計	655人	13,825時間	749人	15,802時間	855人	18,061時間

行動援護は、特に行動上著しい困難がある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(5) 短期入所（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	391人	3,102日	408人	3,240日	426人	3,384日
知的障がい者	626人	4,760日	654人	4,971日	683人	5,192日
精神障がい者	27人	262日	28人	274日	29人	286日
障がい児	277人	2,449日	289人	2,558日	302人	2,672日
合計	1,321人	10,573日	1,379人	11,043日	1,440人	11,534日

短期入所は、利用が増加傾向にあり、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,988人	51,761日	3,045人	52,746日	3,103人	53,753日
知的障がい者	3,594人	71,364日	3,662人	72,723日	3,732人	74,111日
精神障がい者	570人	7,541日	581人	7,685日	592人	7,832日
合計	7,152人	130,666日	7,288人	133,154日	7,427人	135,696日

生活介護は、利用が増加傾向にあり、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

### (2) 自立訓練（機能訓練）（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	130人	1,235日	157人	1,495日	190人	1,808日
知的障がい者	6人	61日	7人	74日	8人	89日
精神障がい者	50人	660日	60人	799日	73人	966日
合計	186人	1,956日	224人	2,368日	271人	2,863日

自立訓練（機能訓練）は、利用者がやや増加傾向にあります。そのため、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

### (3) 自立訓練（生活訓練）（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	100人	949日	111人	1,047日	123人	1,157日
知的障がい者	155人	2,944日	172人	3,249日	191人	3,590日
精神障がい者	259人	4,424日	287人	4,883日	318人	5,395日
合計	514人	8,317日	570人	9,179日	632人	10,142日

自立訓練（生活訓練）は、利用者がやや増加傾向にあります。そのため、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(4) 就労選択支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	-	-				
知的障がい者	-	-				
精神障がい者	-	-				
合計	-	-				

(令和7年10月開始予定の事業。府より国に見込量の考え方等について確認中のため、確認後に設定します。)

(5) 就労移行支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	116人	2,349日	117人	2,371日	118人	2,393日
知的障がい者	306人	5,425日	309人	5,475日	312人	5,526日
精神障がい者	1,086人	16,853日	1,096人	17,010日	1,106人	17,168日
合計	1,508人	24,627日	1,522人	24,856日	1,536人	25,087日

就労移行支援は、徐々に利用が増加しており、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(6) 就労継続支援A型（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	1,131人	20,799日	1,252人	23,026日	1,386人	25,492日
知的障がい者	1,122人	21,309日	1,242人	23,591日	1,375人	26,117日
精神障がい者	2,163人	37,799日	2,395人	41,847日	2,651人	46,329日
合計	4,416人	79,907日	4,889人	88,464日	5,412人	97,938日

就労継続支援A型は、着実に利用が増加してきており、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 就労継続支援B型（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,353人	39,844日	2,807人	47,535日	3,349人	56,711日
知的障がい者	4,472人	78,235日	5,335人	93,337日	6,365人	111,355日
精神障がい者	6,972人	116,614日	8,318人	139,125日	9,923人	165,981日
合計	13,797人	234,693日	16,460人	279,997日	19,637人	334,047日

就労継続支援B型は、大幅に利用が増加しており、今後における利用ニーズも高く、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(8) 就労定着支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	598人	705人	832人

就労定着支援は、利用者が増加傾向にあり、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(9) 療養介護

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	325人	328人	331人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同水準の利用が継続するものとして見込量を設定します。

### 3 居住系サービス及び自立生活援助

(1) 共同生活援助（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	4,907人	5,496人	6,156人

共同生活援助は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進するため、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

(2) 施設入所支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	1,229人	1,213人	1,197人

施設入所支援は、成果目標として2026（令和8）年度末の施設入所者数を1,197人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

## (3) 自立生活援助（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	12人	13人	13人

自立生活援助は、サービス利用が低調となっていることから、その分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、直近の実績を踏まえ、今後も同水準の利用状況が継続するものとして設定します。

## (4) 地域生活支援拠点等（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	24人	24人	24人
機能の充実に向けた 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

大阪市では、市域を1つの面として事業者同士が連携して地域生活を支える体制の整備を進めているため、箇所数は1か所としていますが、相談機能や地域の体制づくり機能等は、各区を単位として整備を進めています。また、各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域づくりや人材育成等のコーディネーター機能を担うこととしています。

支援の実績等を踏まえて、引き続き年1回以上、運用状況を検証および検討します。

## 4 指定相談支援

## (1) 計画相談支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	3,083人	3,249人	3,415人
知的障がい者	3,295人	3,528人	3,761人
精神障がい者	5,782人	6,304人	6,826人
障がい児	14人	14人	14人
合計	12,174人	13,095人	14,016人

計画相談支援は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。引き続き相談支援専門員の増加等、相談支援体制の充実に向けた取組を進めつつ、見込量としては、直近

の利用実績の推移を踏まえて設定します。

(2) 地域移行支援（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	5人	5人	5人
知的障がい者	3人	3人	3人
精神障がい者	27人	27人	27人
合計	35人	35人	35人

地域移行支援は、サービス利用が低調となっていることから、サービス利用の促進を図りつつ、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善を働きかけます。見込量としては、施設入所者や精神科病院入院者の地域移行者数の見込みなどを考慮して設定します。

(3) 地域定着支援（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	264人	278人	292人
知的障がい者	221人	235人	249人
精神障がい者	338人	349人	360人
合計	823人	862人	901人

地域定着支援は、利用者が着実に増加しており、地域において安心して生活ができるように引き続き利用の促進に努めます。見込量としては、直近の増加状況が継続するものとして設定します。

## 5 障がいのある子どもに対する支援

(1) 児童発達支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	6,132人	7,036人	8,074人
月あたり利用日数	77,537日	90,976日	106,745日

児童発達支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## (2) 放課後等デイサービス（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	11,646人	13,272人	15,125人
月あたり利用日数	151,764日	173,328日	197,956日

放課後等デイサービスは、利用者が着実に増加しています。事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要がありますが、見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて設定します。

## (3) 保育所等訪問支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	1,427人	1,921人	2,587人
月あたり利用回数	2,149回	2,910回	3,941回

保育所等訪問支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## (4) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	5人	5人	5人
月あたり利用日数	13日	13日	13日

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績が横ばいであり、サービス提供が可能な人員体制を整備している事業所が限られることから、今後も同水準の利用状況が継続するものとして見込量を設定します。

## (5) 障がい児相談支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	3,932人	4,761人	5,764人

障がい児相談支援は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。計画相談支援と同様に、相談支援体制の充実にに向けた取組を進めつつ、見込量としては、直近の増加状況を踏まえて設定します。

#### (6) 医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
配置人数	131人	165人	199人

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族を適切な支援へ繋げること等総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えことから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。

見込量としては、成果目標として2026(令和8)年度末のコーディネーターの配置人数を199人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

## 6 発達障がいのある人等に対する支援

(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

#### (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的を開催します。

#### (2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
相談件数	2,800件	2,800件	2,800件

発達障がい者支援センターの相談件数については、相談内容が多岐に渡っており、前計画を上回っています。2024(令和6)年度以降は、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

## (3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
関係機関への助言件数	530件	530件	530件
外部機関・地域住民への研修	248件	248件	248件
外部機関・地域住民への啓発	3件	3件	3件
支援プログラム等の受講者数	740人	740人	740人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数については、前計画と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等については、市内各地域で実施するなど、受講機会の確保を行っています。2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度の受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前計画を下回っていますが、2024(令和6)年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大前の平均受講者数をもとに見込みます。

## 7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

## (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、「大阪市障がい者施策推進協議会 精神障がい者地域生活支援部会」として位置づけており、定期的に開催します。

## (2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
参加者数	10人	10人	10人

協議の場への関係者の参加について、10人を見込みます。

## (3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
評価の実施回数	1回	1回	1回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施を、毎年度1回実施します。

## (4) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
地域移行支援利用者数	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	338人	349人	360人

直近の実績等を踏まえ、地域移行支援及び地域定着支援者の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

## (5) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
共同生活援助利用者数	1,306人	1,462人	1,637人
自立生活援助利用者数	3人	4人	4人
自立訓練（生活訓練）利用者数	259人	287人	318人

直近の実績等を踏まえ、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

## (1) 障がい者基幹相談支援センターの設置

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
基幹相談支援センターの設置	24か所	24か所	24か所

改正障害者総合支援法において、障がい者基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。大阪市においては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、引き続き各区に1か所ずつ障がい者基幹相談支援センターを設置します。

(2) 障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
専門的な指導・助言件数	1,101 件	1,156 件	1,211 件
人材育成の支援件数	327 件	346 件	365 件
連携強化の実施回数	1,325 回	1,346 回	1,367 回
主任相談支援専門員の配置数	24 人	24 人	24 人

各区障がい者基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する後方支援件数については、直近の実績の推移から見込量を設定します。相談支援事業者に対する人材育成の支援件数及び他機関等との連携強化の取組に関しては、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいことから、影響を受ける前の2018(平成30)年度から2019(令和元)年度の増加状況から見込量を設定します。

また、各区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置することにより、地域の体制づくりや人材育成に取り組めます。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
事例検討実施回数	48 回	96 回	144 回
参加事業者・機関数	240 事業者	480 事業者	720 事業者
専門部会の設置数	24 か所	24 か所	24 か所
専門部会の実施回数	228 回	228 回	228 回

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

## 9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
研修参加人数	49 人	49 人	49 人

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用として、大阪府が実施する研修への本市職員の参加について、直近の参加人数の実績から見込量を設定します。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
集団指導での注意喚起	1回	1回	1回

請求審査に係る変更点や留意事項等について、年1回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行います。

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
指定指導業務に対する調整会議への参加	1回	1回	1回

大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加し、関係市町村との情報共有・連携を図ります。



## 第4章 地域生活支援事業

### 1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画の数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

#### 【必須事業】

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 理解促進・研修啓発事業             | <input type="radio"/> 自発的活動支援事業    |
| <input type="radio"/> 相談支援事業                  | <input type="radio"/> 成年後見制度利用支援事業 |
| <input type="radio"/> 成年後見制度法人後見支援事業          | <input type="radio"/> 地域自立支援協議会    |
| <input type="radio"/> 発達障がい者支援センター運営事業        | <input type="radio"/> 障がい児等療育支援事業  |
| <input type="radio"/> 日常生活用具給付事業              | <input type="radio"/> 移動支援事業       |
| <input type="radio"/> 地域活動支援センター事業            | <input type="radio"/> 手話奉仕員養成研修事業  |
| <input type="radio"/> 手話通訳者設置事業               |                                    |
| <input type="radio"/> 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |                                    |
| <input type="radio"/> 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業   |                                    |
| <input type="radio"/> 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業     |                                    |

#### 【任意事業】

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 訪問入浴サービス事業 | <input type="radio"/> 日中一時支援事業 |
|----------------------------------|--------------------------------|

## 2 事業量の見込み

### 【必須事業】

#### (1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていただけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

#### (2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

#### (3) 相談支援事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
相談支援事業	24 箇所	24 箇所	24 箇所
基幹相談支援センター			
住宅入居等支援事業	33 箇所	33 箇所	33 箇所

#### (4) 成年後見制度利用支援事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施箇所数	24 箇所	24 箇所	24 箇所
年間実利用者数	285 人	298 人	311 人

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## (6) 地域自立支援協議会（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施箇所数	25 箇所	25 箇所	25 箇所

## (7) 発達障がい者支援センター運営事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年間利用者数（実人数）	846 人	846 人	846 人

## (8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
実施箇所数	14 箇所	14 箇所	14 箇所

## (9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
介護訓練支援用具	274 件	274 件	274 件
自立生活支援用具	824 件	824 件	824 件
在宅療養等支援用具	560 件	560 件	560 件
情報・意思疎通支援用具	2,736 件	2,736 件	2,736 件
排泄管理支援用具	63,313 件	64,345 件	65,377 件
住宅改修費	51 件	51 件	51 件
合計	67,758 件	68,790 件	69,822 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加の傾向であることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

(10) 移動支援事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	292人	6,178時間	293人	6,178時間	294人	6,178時間
知的障がい者	3,633人	87,174時間	3,654人	87,697時間	3,676人	88,223時間
精神障がい者	1,785人	41,112時間	1,845人	42,510時間	1,908人	43,955時間
障がい児	407人	5,197時間	408人	5,197時間	409人	5,197時間
合計	6,116人	139,661時間	6,201人	141,582時間	6,287人	143,553時間

外出時の支援については、利用者数は増加しており、現在の利用時間についても一定の水準で推移していることから、今後も同程度で推移するものとして見込量を設定します。

(11) 地域活動支援センター（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
生活支援型	9か所	9か所	9か所
活動支援A型	32か所	32か所	32か所
活動支援B型	4か所	4か所	4か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2024（令和6）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っていますので、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
養成者数	699人	699人	699人

(13) 手話通訳者設置事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
「手話通訳士」資格者配置数	6人	6人	6人

「大阪市聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において配置している「手話通訳士」資格を有する職員数であり、引き続き事業を安定的に継続する必要があるため、今後の見込量についても、現在の配置数を維持するものとして設定します。本事業では、手話通訳者の派遣等のコーディネートや、区役所等に設置するタブレット端末を使用した遠隔手話通訳の実施、聴覚言語障がい者への生活相談等の業務を行っています。

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	大阪府の資料により算出予定		
	養成講習修了者数			
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	14人	18人	20人
	養成講習修了者数	40人	40人	40人
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	大阪府の資料により算出予定		
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数			

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
手話通訳者派遣	件数	4,627件	4,675件	4,723件
	時間数	5,632時間	5,680時間	5,729時間
要約筆記者派遣	件数	221件	221件	221件
	時間数	744時間	744時間	744時間
盲ろう者通訳・介助者派遣	件数	大阪府の資料により算出予定		
	時間数			

※失語症者向け意思疎通支援者派遣事業にかかる見込量については、現在検討中

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)	2回	2回	2回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	35人	35人	35人
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員の配置)	有	有	有

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
延べ件数	16,011件	16,011件	16,011件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
月あたり利用人員	77人	77人	77人
月あたり利用日数	427日	427日	427日